資料1

第３次世田谷区立図書館ビジョン策定検討委員会設置要綱

令和５年５月１日
５世教中図第９９号

（目的及び設置）
第１条　世田谷の文化の創造と知のネットワークづくりを推進し、区民の学び・交流・活動の場として、コミュニティの醸成につながる図書館づくりを進めるため、第３次世田谷区立図書館ビジョン策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、世田谷区立図書館の今後のあり方の検討を行い、令和５年度中に新しい「図書館ビジョン」を策定する。

（所掌事項）
第２条　委員会は、次の事項について調査検討する。
（１）　第３次世田谷区立図書館ビジョンの策定に関すること
（２）　その他必要と認める事項

（組織）
第３条　委員会は、別表１に掲げる委員をもって組織する。
２　委員会は、専門部会、作業部会を設けることができる。

（委員長及び副委員長）
第４条　委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
３　委員会に副委員長を置き、委員長が指名した者とする。

（会議の招集）
第５条　委員会は、委員長が招集する。
２　委員長は、必要があると認められるときは、委員会以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は、これらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）
第６条　委員会の事務局は教育政策・生涯学習部中央図書館におき、委員会の庶務等を処理する。

（雑則）
第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則
１　この要綱は、令和５年５月１日より施行する。
２　この要綱は、第３次世田谷区立図書館ビジョンの策定日にその効力を失う。

別表１（３条関係）

委員	学識経験者
	学識経験者
	世田谷区町会総連合会 副会長
	世田谷区商店街連合会 副会長
	区立幼稚園 PTA 連絡協議会代表
	区立小学校 PTA 連合協議会代表
	区立中学校 PTA 連合協議会代表
	社会教育委員代表
	障害者団体代表
	（公財）せたがや文化財団 世田谷文化生活情報センター生活工房室長
	（公財）せたがや文化財団 世田谷文学館学芸部長
	世田谷区立小学校研究会　学校図書館研究部長
	世田谷区立中学校研究会　図書館研究部会長
	生活文化部長
	産業政策部長
	子ども・若者部長
	教育政策・生涯学習部長
委員（事務局）	中央図書館長